

# 戦略産業雇用創造プロジェクト・北海道事業構想において 支援対象となる指定主要業種及び指定関連業種の一覧

北海道においては、「戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度」「戦略産業雇用創造プロジェクト事業主の地域雇用開発奨励金の特例支給（上乘せ支給）」を活用する事業者は、次の業種に該当することが必要です。助成制度を利用することを念頭に、賛助会員に申し込みをされる場合は、まずご確認ください。

## ◆自動車・食関連を主体としたものづくり産業分野

<b>指定主要業種</b>	輸送用機械器具製造業(31)＜自動車関連＞
<b>指定関連業種</b>	繊維工業(11)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、窯業・土石製品製造業(21)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報サービス業(39)
<b>指定主要業種</b>	生産用機械器具製造業(26)＜食関連機械＞
<b>指定関連業種</b>	食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、プラスチック製品製造業(18)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、情報サービス業(39)

## ◆食関連産業分野

<b>指定主要業種</b>	食料品製造業(09)
<b>指定関連業種</b>	農業(01) <sup>(※注)</sup> 、林業(02) <sup>(※注)</sup> 、漁業(03) <sup>(※注)</sup> 、水産養殖業(04) <sup>(※注)</sup> 、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、印刷・同関連業(15)、化学工業(16)、プラスチック製品製造業(18)、窯業・土石製品製造業(21)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電気機械器具製造業(29)、輸送用機械器具製造業(31)、その他の製造業(32)、飲食料品卸売業(52)、保健衛生(84)
<b>指定主要業種</b>	飲料・たばこ・飼料製造業(10)
<b>指定関連業種</b>	農業(01) <sup>(※注)</sup>

## ◆健康長寿関連産業分野

<b>指定主要業種</b>	食料品製造業(09)	<b>指定関連業種</b>	化学工業(16)
<b>指定主要業種</b>	飲料・たばこ・飼料製造業(10)	<b>指定関連業種</b>	化学工業(16)
<b>指定主要業種</b>	化学工業(16)	<b>指定関連業種</b>	食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)、繊維工業(11)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、印刷・同関連業(15)、プラスチック製品製造業(18)、窯業・土石製品製造業(21)、生産用機械器具製造業(26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、情報サービス業(39)、学術・開発研究機関(71)
<b>指定主要業種</b>	業務用機械器具製造業(27)	<b>指定関連業種</b>	繊維工業(11)、印刷・同関連業(15)、プラスチック製品製造業(18)、窯業・土石製品製造業(21)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、その他の製造業(32)、情報サービス業(39)

注：（ ）は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類番号。産業分類は、過去の改定過程で表記内容や番号が変更されている場合があるので、地域雇用開発奨励金の活用にあたって、雇用保険適用事業所設置届事業主控などにより確認する場合は留意してください（不明な場合はハローワークでご確認ください）。

注：指定関連業種は、当該産業分野における指定主要業種への支援と密接に関連し、良質で安定的な雇用が見込まれるものに限ります。

注：農業(01)、林業(02)、漁業(03)及び水産養殖業(04)は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく事業計画の認定を受けたいわゆる食に関する 6 次産業化に取り組む事業者に限ります。

## ◆お問い合わせ先：お気軽にお電話、ご来室ください

北海道産業雇用創造協議会 産業雇用創造プロジェクトチーム 事務局  
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁 雇用労政課内(本庁舎 9 階) TEL 011-231-4111 (内線 26-766)